平成３０年（フ）第１１０号
大津市大将軍１丁目17番17号　カレン３－Ａ号
債務者　坂本　文江
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１９号
滋賀県湖南市石部東１丁目２番３－202号
債務者　下迫田秀子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２３号
滋賀県草津市駒井沢町259番地４
債務者　今前田哲也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市飾磨区下野田３丁目275番地１ラヴィアンソレイエ105号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区東堀32番地　エンブレイス姫路飾磨Ⅲ201号
債務者　中塚　正博
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３５号
兵庫県加古川市上荘町国包1076番地の３
債務者　シェヘラこと　藤野　雅子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１５９号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番７－108号
債務者　水元　和美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７０号
兵庫県姫路市広畑区才902番地２　ドミール家中202
債務者　田元　博子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４７号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地５　町営住宅大谷団地３号
債務者　田村　稀欣
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地５　町営住宅大谷団地３号
債務者　田村　博子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９８号
北九州市小倉南区徳力団地47番401号
債務者　花田　利智
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０６号
北九州市戸畑区中原西１丁目４番１－1105号、住民票の住所北九州市八幡東区荒手１丁目13番８号
債務者　尾崎　昭代
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野817番地６
債務者　大塚　美子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目61番11号
債務者　松元香奈子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市中山町1642番地
債務者　川畑　春年
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目１番34号　２階
債務者　二木真佐子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４１号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番38号　アーバンハイツ札元102号
債務者　下村　聖也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係